# - 多摩南部成年後見センター 視察報告 -

# 1.「法人後見」を行うに至る経緯 参考:資料

市(具体的に市役所のワーカー)より、平成12年、「利用者保護施策(セーフティネット)の構築が必要」と問題提起、調査研究事業を実施。

平成 12 年の調査結果 (「地域で支える利用者支援をめざして」P68 より)

市民の関心、ニーズは高い

とくに障害者の方々からのニーズが高い(障害者がいる親など)

個人よりも公的なバックアップが必要

# - 具体的なセーフティネット内容 -

「成年後見制度と地域福祉権利擁護事業を相互に補完させ、両制度を核として、支援を必要とする市民の契約行為及び財産・金銭管理を中心とした生活全般をカバーする、より広範囲な支援システムを構築し、契約社会における市民生活を側面的にサポートすること」

#### - 経過 -

平成13年、調査後、調布市社協にて、モデル事業実施。

法人後見による支援システムの検証を行う。

平成 14 年、広域化の検証を行うため、調布市社協による近隣 7 市を含めたモデル事業を 実施(モデル事業を市が予算化)。

平成 15 年、広域での事業実施に合意した 5 市 (調布市・日野市・狛江市・多摩市・稲城市)により、法人を設立。

#### - 5市の共同運営の理由 -

利益相反の回避(介護保険事業を行っている社協は利益相反する可能性が高い) 各市社協で行うことを検討したが、財政及びノウハウが分散されることを懸念。 広域化により、1市からの影響を受けない形を取った。

三鷹市・府中市については、市単独のセーフティネットの構築を検討(社協法人後見など)

# 2. 東京都との関わり 参考:資料

都の重点施策と位置づけらており、研究事業費を補助。

平成 12年~平成 16年度、東京都福祉改革推進事業補助金を受ける。

平成 17年から「成年後見活用あんしん生活創造事業」が開始、補助金が移行。同事業は、成年後見制度活用促進のため、各市区町村へ「成年後見制度推進機関(=成年後見センター等)」を設置。

委託料: H12年・7,491千円、H13年・9,999千円、H14年・36,500千円(7市合計)

# 3. 社協の地域福祉権利擁護事業とのかかわり 参考: 資料 P16

社協(権利擁護事業)と連携不可欠。地域福祉権利擁護事業の利用対象であるが、判断能力の低下が予想され、すぐに成年後見制度に移行するケースを後見センターで対応、一貫した支援を行うことを実現。そのほかを社協で対応。また、社協の権利擁護事業利用者から後見制度に移行するケースもある。

両制度の連携は不可欠。

# 4.事務局体制について

# **職員配置** 参考: 資料 P13

支援員...利用者支援の中核をなす職員(正規職員)4名を配置

地域支援員…利用者の増加に伴い、臨時職員もしくはパート

職員(時給980円を予定)を採用し、ニーズへ対応していく。

所長1名…管理統括職ならびに事務執行者。支援員とは別に配置

# 利用者数と職員配置について 参考: 資料 - 利用者状況

支援可能な人数 支援員(正規職員)1名:利用者6名を想定

上記の人数は、モデル事業の結果から算出。

支援可能な人数超えた場合、「地域支援員」の増員を行政(按分負担)へ要請する予定。

#### 人件費の確保について

職員・役員・顧問料などは、5市が支出。5市の負担は、委託金を決め、利用者数を応じて、割合を決定(利用者枠があり、それに対して予算額が決められている)。基本は按分 負担。

#### 金銭出納管理

ア.金銭管理の方法

基本的に現金のお届けは行わないが、「在宅生活者」の場合は、対応を行っている。

イ.管理体制

取扱銀行を一本化し、対応。

名義は「後見人法人後見炒ター理事長」へ変更。

#### 書類保管

ア.保管方法

銀行の貸金庫を利用。

イ、管理体制

支援員が対応。貸金庫のため、出し入れ状況が明確化されている。

ウ、保険などのリスクマネージメント

社協の場合、「社協の保険」で対応可能であるが、後見センターの場合、既存の保険商品を組み合わせて、リスクへ対応しなければならない。しかし、有価証券や土地などの売却時に万が一、損益が発生した場合の保険はない。

(身元保証・寄託物品・施設補償などを組み合わせて加入。現在、年間保険料:12万円)

#### エ.預かり金額の上限設定

財産すべてを管理するため、上限設定はない。しかし、<u>持運び可能財産(第一口座)</u> とその他の口座(第二口座)に分ける。第一口座の上限は、100万円を設定。

### 5.事業内容について

#### 後見事務の内容 参考: 資料 P14、資料

- ア.「日常生活費の管理」の支援内容…別紙「利用料金等一覧」を参照
  - 在宅…月2回、1回1時間の訪問
  - ・ 施設…4ヶ月に1回。
  - ・ 任意後見開始前(見守り契約)…4ヶ月に1回。
- イ.「居住用資産管理」について

不動産などの管理会社へ委託することが望ましい。自宅の場合、管理するところが なく直接、自宅や郵便物(ほとんどのケースはセンターへ転送)の状況を確認する こともある。

ウ.「非住居用資産管理」について

有価証券や土地などの管理が必要なケースは、なるべく弁護士等を活用(経済損を保険でカバーできないため)。

## 後見監督人への受任

現在は、後見監督人の受任なし。今後、センターに成年後見制度のノウハウが蓄積され、「市民後見人」が普及した場合、「市民後見人」の指導・監督という立場から受任が必要になると考えられる。

「市民後見人」…ドイツを例に成年後見人の需要と供給のバランスを保つため、一般 市民を後見人と育成する案。後見センターが育成を検討。

### 本人及び親族の意思に基づく葬送の執行

ア.遺言の作成支援

「任意後見」の場合に作成。

任意後見受任には、「任意後見契約・委任契約・遺言」の三点セット必要。

「委任契約」…任意後見開始以前より、財産管理の一部を依頼する場合や急な入院等の急な対応に利便性をもたせることが可能。

#### イ.葬送の流れについて

基本的に家族・親族に対応してもらう。家族以外が対応したケースはない。今後、センター設立目的でもある「セーフティネット機能」として考えると身寄りがない利用者の葬送は重要な課題となっている。しかし、行政との取り決めはない。財産があれば、センターで対応を検討(事後処理として位置づけ)。

利用者の「財産」は、死後、「遺産」となり、「遺産」は、相続人の「共有財産」となるため、取扱には注意が必要。たとえ、銀行と相談の上、葬送費用等を引き出したとしてしてもトラブルになる可能性もある(共有財産を勝手に引き出したとして)。

#### ウ.葬儀会社との基本協定

利用者死亡時の葬儀会社との連絡体制 (ホットライン:所長の携帯電話へ連絡) 割引料金で葬送を対応することを決めている。

### エ.生前契約の内容(契約は後見人が行う?)

現在、調整中(喪主の問題があるため)。基本的には、本人と葬儀会社との契約。 利用者によっては、葬送費用を毎月積み立てているケースもある。

#### 市長申立に必要な親族調査及び書類準備一式の支援について

申立て関連資料を行政から「公用請求」にて入手、親族図の作成、申立ての準備を行う。 市長申立ての場合、親族調査は、申立てを行う行政が実施、後見センターは、申立てを 支援する。現状では、準備等もほとんど行政が対応している。

# サービス評価 (第三者評価の実施)

現在、後見業務で手がいっぱいのため、実施していない。

# 研修体制について 参考:資料

- ア.支援員・地域支援員、一次相談組織職員、社協職員の研修内容 成年後見制度、遺言、権利擁護事業、後見申立て実務などの研修を開催。
- イ.一次相談組織職員(パンフ P16 参考) 参考:資料 P40 行政窓口(福祉課窓口)。いったん、すべての相談を一次相談窓口でインテークし、相談を振り分ける機能をもつ。セーフティネットにあった方をセンター紹介するための連携が構築されている。

調布市は、専任の非常勤職員を配置。

#### ウ.顧問相談の内容

適宜、電話、FAX にて対応。弁護士、医師、社会福祉士、税理士などと「顧問契約」を締結。契約には、損害などの内容も盛り込む(調査官とは別に、助言などに対して、 責任の所在を明らかにする)。

### 弁護士等紹介制度・制度内容

5 市内に在住する信頼のおける弁護士、司法書士、社会福祉士を紹介できるように紹介制度を設立(登録 25 名、17 名が活動中)。登録条件は、「後見受任経験者」。現状では、供給不足。

# 6.利用対象者について 参考:資料

#### 5市の区外の特養、障害者入所施設に入っている方

「前住所主義」で対応。特養の場合など、住所変更を行っているケース

#### 保護者が5市内、本人が区域外にいる方

本人が区外に住民票があっても保護者が 5 市内に在住している場合は対応可能。他の都 道府県など遠距離に本人がいる場合、「日帰り」ができる範囲であれば、対応。

移動費用負担について...5市内であれば、無料。5市外は実費請求。

#### 7. 利用料・報酬について 参考: 資料 P33~39

# 利用料と報酬の関係

利用料=報酬と位置づけ。報酬附与申請を行い、審判があった段階で利用料として徴収 (年1回ほど)

# 受任の際の利用料や報酬に関して、家裁との事前調整

利用免除等もあるため、センターより安価な後見人はわずか。料金表については、家裁 へ提示済み

# 「その他支援利用料」について

特に現状では、想定している支援はない。顧問の意見も聞きながら、個々の事例からこれから作り上げる。

# 成年後見制度利用援助事業との関係

委託費と関係がないため、センターとの直接の関わりはない。利用するかどうかは、行 政側で判断。利用支援事業の対象となっている場合、申請を行っていると思われる。

#### 利用料・報酬などの事業収入

利用料自体が安価であり、もともと収益は見込めない。消耗品等の雑費となる。

### 8. その他

# 地域包括支援センターとの関係

これから検討。業務の執行上影響はない。従来の在介と同じように「連携機関」として 位置づけになる。「一次相談組織」は、これまでどおり、市役所へ設置。

#### 市外ネットワーク担当者会議 参考: 資料 P24~26

5市の担当者会議。活動内容や利用料の管理(予算負担額)を行っている。

#### 事業の効率化への対応について

シンクタンクとして、「明治安田生命福祉研究所」と協力。の提言内容、研究所とのやり取り、評価の手法などのノウハウの提供を受ける。とくにコストパフォーマンスに重点を置き、標準時間を定め、目標設定し、分析を行っている。

#### 法人後見活動上の課題

- ア.医療同意…インフルエンザ、歯科治療は対応。費用支弁の確約のみ可能
- イ.身元保証…身柄の引取り、住居地をセンターに置くことは不可。保証の義務はない。
- ウ.死後の課題…緊急事務管理として対応。ルール化を検討中。